

(別紙)

他の法律において既に指定を受けている事業等について

法律の名称及びサービスの種類	指定年月日	指定事業所番号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
児童福祉法		
介護保険法		

特例による指定を不要とする旨の申出書

特例による指定を不要とする旨の申出書		
		年 月 日
松山市長 様		
		住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
申出者		
		氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
		印
事 業 所	名 称	
	所在地	
管 理 者	氏 名	
	住 所	
申出に係る障害福祉サービスの種類	<input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 自立訓練	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。

(参考様式 1)

平面図

事業所の名称	
--------	--



注 1 各室の用途及び面積を記載すること。

2 当該事業所の専用部分と他の事業所等との共用部分がある場合はそれぞれ色分けする等して使用関係を分かり易く表示すること。

(参考様式2)

設備・備品等一覧表

サービス種類 ()
事業所名 ()

設備の概要	設備基準上適合すべき項目等についての状況	※適合の可否
サービス提供上配慮すべき設備の概要 非常災害設備等		
室名	備品の品目及び数量	

- 注 1 必要に応じて写真等を添付し、その旨を合わせて記載すること。
2 「適合の可否」欄には、何も記載しないこと。

(参考様式3)

〇〇〇経歴書

事業所の名称				
フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名				
住所	郵便番号 -			
電話番号				
主な職歴等				
年 月 ~ 年 月	期間	従事日数	勤務先等	職務内容
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
年 月 ~ 年 月	年 月間	日		
職務に関連する資格				
資格の種類			資格取得年月日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
備考（研修等の受講の状況等）				

注 1 「〇〇〇」には、「管理者」、「サービス提供責任者」、「サービス管理責任者」、「相談支援専門員」、「児童発達支援管理責任者」と記載すること。

2 「住所」、「電話番号」欄には、自宅のものを記載すること。

3 当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記載すること。

(参考様式4)

実務経験証明書

年 月 日

松山市長 様

施設又は事業所の所在地及び名称

代表者氏名 印
電話番号 ()

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日: 年 月 日)
現 住 所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業 務 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月間)
うち業務に従事した日数	日
業 務 内 容	職名 ()

- 注 1 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。
- 2 業務期間欄は、証明を受ける者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
現在、既に必要とする実務経験期間を満たしている場合は、実務経験証明書作成日までの期間または、退職した日までの期間を記入すること。
- 3 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、証明を受ける者の本来業務について、老人デイサービス事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。
- また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
- 4 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

(参考様式5)

実務経験見込証明書

年 月 日

松山市長 様

施設又は事業所の所在地及び名称

代表者氏名 印
電話番号 ()

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日: 年 月 日)
現 住 所	
施設又は事業所名	施設・事業所の種別 ()
業 務 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月間)
うち業務に従事した日数	日
業 務 内 容	職名 ()

- 注 1 施設又は事業所名欄には、知的障害者更生施設等の種別も記入すること。
- 2 業務期間欄は、証明を受ける者が要援護者に対する直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
(産休・育休・療養休暇や長期研修期間等は業務期間となりません)
- 3 業務内容欄は、看護師、生活指導員等の職名を記入し、証明を受ける者の本来業務について、老人デイサービス事業における〇〇業務、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇業務等具体的に記入すること。
- また、療養病床の病棟等において介護業務を行った場合は明記し、当該病棟が療養病床として許可等を受けた年月日を記入すること。
- 4 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。

実務経験見込証明書

(サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(実践研修)を実務経験6か月で受講する場合)

松山市長 宛

番 号
年 月 日

所在地及び法人名称

代表者氏名

電話番号

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)		
現 住 所			
施設又は事業所名	施設・事業所のサービス種別 ()		
サービス管理責任者等の配置状況 (※3)	①		サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する。
	②		サービス管理責任者等を2名以上配置する必要のある事業所において、2人目以降のサービス管理責任者等として個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
	③		やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
	④		令和3年度末までに基礎研修修了者となっており、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。
個別支援計画作成の業務内容 (複数選択可)	①		利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。
	②		アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。
	③		個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等からの意見を求める。(サービス管理責任者等のもとで業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画する。)
	④		上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。
	⑤		定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。
基礎研修修了日	年	月	日 (※4)
業務期間(見込)	年	月	日～ 年 月 日 (年 月間) (※5)
個別支援計画の作成の一連の業務の実施回数(見込)			回 (※6)

- 注 1 サービス管理責任者等実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験「2年以上」を「6か月以上」に短縮する場合、本様式により県へ届け出ること。
 (1)～(3)全てを満たす方はサービス管理責任者等基礎研修修了後の実務経験が6か月以上でサービス管理責任者等実践研修を受講することができる。
 (1) 基礎研修受講開始日に既にサービス管理責任者等の配置に関する実務経験要件を満たしていること。
 (2) 個別支援計画作成の業務に従事していること。
 (3) 本様式で個別支援計画作成の業務に従事していることについて県に届け出ること。
 なお、実務経験被証明者がサービス管理責任者等として個別支援計画作成業務にこれから従事する場合は、別途変更届を提出すること。
- 2 施設又は事業所名欄には、実務経験被証明者が個別支援計画作成業務に従事しているサービス等の種別も記入すること。
- 3 「サービス管理責任者等の配置状況」欄が「①」又は「②」の場合、「個別支援計画作成の業務内容」欄の「①～③」の全て、「サービス管理責任者等の配置状況」欄が「③」又は「④」の場合、「個別支援計画作成の業務内容」欄の「①～⑤」の全てを業務に従事している必要があるため留意すること。
- 4 基礎研修修了証の写しを添付すること。
- 5 「業務期間(見込)」欄は、実務経験被証明者が、基礎研修修了後から実践研修受講開始予定日までの間に個別支援計画作成の業務を行う期間を記入すること。(6か月未満の場合は実践研修を受講することはできない。)
- 6 「サービス管理責任者等の配置状況」欄が「①」又は「②」の場合、「個別支援計画作成の業務内容」欄の「①～③」の全てを、「サービス管理責任者等の配置状況」欄が「③」又は「④」の場合、「個別支援計画作成の業務内容」欄の「①～⑤」の全てを実施する際に「1回」とカウントし、少なくとも概ね計10回以上行う必要があるため留意すること。
- 7 証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印すること。なお、修正液による訂正は認められません。
- 8 サービス管理責任者実践研修を修了した後、速やかに修了証書の写しを提出すること。

受付印

(参考様式6)

利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	

措置の概要

1 利用者(入所者)又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者

2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

※具体的な対応方針

3 その他参考事項

備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載すること。

(参考様式 7)

指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等

事業所名	
指定障害福祉サービスの種類	

1 申請に係る指定障害福祉サービスの主たる対象者 ※該当するものを○で囲むこと。

身体障害者（肢体不自由 ・ 視覚 ・ 聴覚言語 ・ 内部障害）
知的障害者 ・ 障害児 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者

2 主たる対象者を1のとおり特定する理由

3 今後における主たる対象者の拡充の予定

(1) 拡充予定の有無

あり ・ なし

(2) 拡充予定の内容及び予定時期

(3) 拡充のための方策

(参考様式 8 - 1)

指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定に係る誓約書

年 月 日

松山市長 様

申請者 所在地
名称
代表者 住所
氏名

印

当法人（役員等※1を含む。）は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号※2の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

※1 役員等とは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者のことをいう。

※2 療養介護は、第7号を除く。

記

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者（※）でないとき。
（※）「法人」を指す。ただし、療養介護、医療機関で行われる短期入所については適用されない。
- 2 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第43条第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」第22条）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の政令で定める法律】
○（全事業共通）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
○（療養介護のみ）医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、臨床研究法
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（障害者総合支援法施行令第22条の2）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の2の政令で定める法律】労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律
- 6 申請者が、第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービスの親会社等を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、第50条第1項又は第51条の2第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の2第5第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の2第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の2第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該事業者に対して当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定日をいう。）までの間に第46条第2項又は第51条の2第5第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過していないものであるとき。
- 10 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の2第5第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前日60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定一般相談支援事業者の指定に係る誓約書

年 月 日

松山市長 様

申請者 所在地
名称
代表者 住所
氏名

印

当法人（役員等※1を含む。）は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の19第2項において準用する同法第36条第3項（第4号、第10号、第13号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

※1 役員等とは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者のことをいう。

記

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項（第4号、第10号、第13号を除く。）の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者(※) でないとき。
(※) 「法人」を指す。
- 2 当該申請に係る一般相談支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第51条の23第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第51条第23第2項の厚生労働省令で定める指定地域相談支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な一般相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」第22条）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の政令で定める法律】
○（全事業共通）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（障害者総合支援法施行令第22条の2）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の2の政令で定める法律】労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律
- 6 申請者が、第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25の第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該事業者に対して当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定日をいう。）までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過していないものであるとき。
- 10 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書

年 月 日

松山市長 様

申請者 所在地
名称
代表者 住所
氏名

印

当法人（役員等※1を含む。）は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第2項において準用する同法第36条第3項（第4号、第10号、第13号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

※1 役員等とは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者のことをいう。

記

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項（第4号、第10号、第13号を除く。）の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者（※）でないとき。
（※）「法人」を指す。
- 2 当該申請に係る特定相談支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第51条の24第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な特定相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」第22条）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の政令で定める法律】
○（全事業共通）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
- 5の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（障害者総合支援法施行令第22条の2）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第22条の2の政令で定める法律】労働基準法、賃金の支払の確保等に関する法律
- 6 申請者が、第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの）のうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消のうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 申請者が、第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第46条第2項又は第51条の25の第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 9 申請者が、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該事業者に対して当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定日をいう。）までの間に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過していないものであるとき。
- 10 第8号に規定する期間内に第46条第2項又は第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 11 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 12 申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 13 申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者であるとき。

指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書

年 月 日

松山市長 様

申請者 所在地
名称
代表者 住所
氏名

印

当法人（役員等※1を含む。）は、下記に掲げる児童福祉法第 2 4 条の 2 8 第 2 項において準用する同法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項（第 4 号、第 1 1 号及び第 1 4 号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

※1 役員等とは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所の管理者のことをいう。

記

【児童福祉法第 2 1 条の 5 の 1 5 第 3 項（第 4 号、第 1 1 号及び第 1 4 号を除く。）の規定】（一部要約）

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者（※）でないとき。
（※）「法人」を指す。
- 2 当該申請に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 24 条の 31 第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第 24 条の 31 第 2 項の都道府県の条例で定める指定障害児相談支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児相談支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」第 22 条）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき）
【障害者総合支援法施行令第 22 条の政令で定める法律】
○（全事業共通）児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- 5 の 2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの（障害者総合支援法施行令第 22 条の 2）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
【障害者総合支援法施行令第 22 条の 2 の政令で定める法律】労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律
- 6 申請者が、第 2 4 条の 3 6 の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 5 条の規定による通知があった日前 6 0 日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前 6 0 日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 7 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第 2 4 条の 3 6 の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 8 削除
- 9 申請者が、第 2 4 条の 3 6 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 4 6 条第 2 項又は第 5 1 条の 2 5 の第 2 項若しくは第 4 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者が、第 2 4 条の 3 6 の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該事業者に対して当該検査が行われた日から 1 0 日以内に特定の日に通知した場合における当該特定日をいう。）までの間に第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して 5 年を経過していないものであるとき。
- 12 申請者が、指定の申請前 5 年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第 4 号から第 6 号まで又は第 8 号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 14 申請者が、法人でない者で、その管理者が第 4 号から第 6 号まで又は第 9 号から第 1 2 号までのいずれかに該当する者であるとき。

参考様式9 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（施設外就労）

令和4年 4月分 予定 実績

サービス種類	0				事業所・施設名	0																													
定員	0人	人員配置区分※4	0:1		施設外就労先																														
職種	加算対象※10	勤務形態※11	氏名	資格、修了済研修	勤務時間																														
					第1週							第2週							第3週							第4週									
					日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
					曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設外就労時間																																			
利用者数																																			
1日ごとの施設外就労時間に対する常勤換算数																																			
基準上必要人員																																			

参考様式9 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（施設外就労）

令和4年 4月分 予定 実績

サービス種類	0				事業所・施設名	0																													
定員	0人	人員配置区分※4	0:1		施設外就労先																														
職種	加算対象※10	勤務形態※11	氏名	資格、修了済研修	勤務時間																														
					第1週							第2週							第3週							第4週									
					日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
					曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設外就労時間																																			
利用者数																																			
1日ごとの施設外就労時間に対する常勤換算数																																			
基準上必要人員																																			

参考様式9 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（施設内）

令和4年	4月分	予定	○	実績
		共生型		多機能型

記載例

サービス種類	就労継続支援A型			事業所・施設名	松山事業所				共生型	多機能型	
定員	20人	人員配置区分※4	7.5:1	前年度平均実利用者数※5	18.0人	基準上の必要人員※6	2.4人	当該事業所・施設での常勤の1週間の勤務時間	40.0時間		
介護保険法に基づく訪問介護事業所の有無（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のみ）							無	施設外就労の有無（就労系のみ）		有（※7参照）	
人員配置に関わる加算※8	A	福祉専門職員配置等加算Ⅱ			B	賃金向上達成指導員配置加算				C	
	F				G					H	

該当する欄に「○」を記載

職種	加算対象※10	勤務形態※11	氏名	資格、修了済研修	勤務時間																												4週合計	週平均	常勤換算数	基準上の必要人員、加算ごとの常勤換算数の計※12
					第1週							第2週							第3週							第4週										
					日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27				
管理者		①	○○○○			8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.0				
サービス管理責任者		①	○○○○			8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.0				
																														0	0	0.0				
職業指導員	A	②	□□□□			8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.0				
職業指導員	A	②	××××			6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			120	30	0.8				
職業指導員		③	△△△△			4.5			4.5	4.5	4.5	4.5	4.5			4.5	4.5	4.5	4.5	4.5			4.5	4.5	4.5	4.5			72	18	0.5					
職業指導員	A	①	■ ■ ■ ■			2			2	2	2	4	2			2	2	2	4	2			2	2	2	4	2			48	12	0.3				
生活支援員	A	①	▲▲▲▲	社会福祉士		8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40	1.0				
																														0	0	0.0				
賃金向上達成指導員	B	③	◇◇◇◇			8			8	4	4		8			8	4	4		8			8	4	4		8			96	24	0.6				
賃金向上達成指導員	B	③	◆◆◆◆						4	4	8					4	4	8					4	4	8				64	16	0.4					
																														0	0	0.0				
調理員		②	××××			2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2			40	10	0.3				
																														0	0	0.0				
																														0	0	0.0				
																														0	0	0.0				
																														0	0	0.0				
																														0	0	0.0				

関連する加算のアルファベットを記載

基準上または加算で必要な資格等を記載

基準上または加算で求められる人員ごとに合計した数値を記載

基準上または加算に必要な人員ではないが、基準上の人員が他の業務に就く時間がある場合に記載
※記載例では、氏名「××××」が、当該事業所で職業指導員6時間+調理員2時間の勤務をしている場合

※1 本表はサービス種類ごとに作成してください。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、本表は共通でかまいません。
 ※2 各事業所の勤務割表等で、本表と同様の内容が確認できる場合は、本表の代わりとしてもかまいません。
 ※3 左の色付きセルを記載してください。
 ※4 人員配置区分は、報酬算定上の区分を記載してください。
 ※5 前年度平均実利用者数は、小数点以下第2位を切り上げてください。
 ※6 基準上の必要人員は、小数点以下第2位を切り上げてください。
 ※7 施設外就労分は、次ページ「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（施設外）」へ施設外就労先ごとに記入し、上記に含めないでください。
 ※8 人員配置に関わる加算は、取得している（する）人員配置に関わる加算名、区分をA~Jに記載してください。
 ※9 職員欄が不足する場合は、適宜行を挿入してください。
 ※10 加算対象は、「人員配置に関わる加算」欄に対応する記号（A、B、C等）を記載してください。
 ※11 勤務形態は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載してください。
 ※12 常勤換算数の計は、小数点以下第2位を切り捨ててください。
 ※13 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

参考様式9 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（施設外就労）

令和4年 4月分 予定 ○ 実績

記載例

サービス種類	就労継続支援A型			事業所・施設名	松山事業所																											
定員	20人	人員配置区分※4	7.5:1	施設外就労先	〇〇スーパー																											
職種	加算対象※10	勤務形態※11	氏名	資格、修了済研修	勤務時間																											
					第1週							第2週							第3週							第4週						
					日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
職業指導員		①	■■■■		6			6	6	6	4	6			6	6	6	4	6			6	6	6	4	6			6	6	6	4
生活支援員		③	▽▽▽▽					6	6	6	4				6	6	6	4				6	6	6	4				6	6	6	4
合計					6	0	0	12	12	12	8	6	0	0	12	12	12	8	6	0	0	12	12	12	8	6	0	0	12	12	12	8
施設外就労時間					6			6	6	6	4	6			6	6	6	4	6			6	6	6	4	6			6	6	6	4
利用者数					4			10	12	8	8	4			10	12	8	8	4			10	12	8	8	4			10	12	8	8
1日ごとの施設外就労時間に対する常勤換算数					1.0			2.0	2.0	2.0	2.0	1.0			2.0	2.0	2.0	2.0	1.0			2.0	2.0	2.0	2.0	1.0			2.0	2.0	2.0	2.0
基準上必要人員					1.0			1.4	1.6	1.1	1.1	1.0			1.4	1.6	1.1	1.1	1.0			1.4	1.6	1.1	1.1	1.0			1.4	1.6	1.1	1.1

参考様式9 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（施設外就労）

令和4年 4月分 予定 ○ 実績

サービス種類	就労継続支援A型			事業所・施設名	松山事業所																											
定員	20人	人員配置区分※4	7.5:1	施設外就労先	〇〇工場																											
職種	加算対象※10	勤務形態※11	氏名	資格、修了済研修	勤務時間																											
					第1週							第2週							第3週							第4週						
					日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
職業指導員		③	▼▼▼▼		4		4		6			4		4		6			4		4		6			4		4		6		
職業指導員		③	◎◎◎◎		4		4					4		4				4		4				4		4		4				
合計					8	0	8	0	6	0	0	8	0	8	0	6	0	0	8	0	8	0	6	0	0	8	0	8	0	6	0	0
施設外就労時間					4		4		6			4		4		6			4		4		6			4		4		6		
利用者数					8		10		5			8		10		5			8		10		5			8		10		5		
1日ごとの施設外就労時間に対する常勤換算数					2.0		2.0		1.0			2.0		2.0		1.0			2.0		2.0		1.0			2.0		2.0		1.0		
基準上必要人員					1.1		1.4		1.0			1.1		1.4		1.0			1.1		1.4		1.0			1.1		1.4		1.0		

(参考様式10-1)

現在の事業所等の状況 (就労定着支援の指定の申請の場合)

【一体的に運営する指定障害福祉サービスの種類、当該事業所の名称及び所在地】

サービス種類	事業所		事業所番号
	名称	所在地	

【一般就労移行実績】※申請日の属する日から遡って過去3年間において一般就労に移行した者

	氏名	就職日	就職先事業所名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

- 注1. 申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労に移行した者について記入する。
一般就労の定義、雇用継続の状況は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所への移行は除く。
- 注2. 就労定着支援を申請する事業所ごとに作成し、指定申請書に添付すること。
- 注3. 申請日の属する日から遡って過去3年間において、一般就労移行者数が3人以上いる場合は指定要件を満たすことになる。
- 注4. 適宜、欄は追加してください。

(参考様式10-2)

現在の事業所等の状況（自立生活援助の指定の申請の場合）

【提供する指定障害福祉サービス、指定障害者支援施設又は指定相談支援の種類、当該事業所又は施設の名称及び所在地】

サービス種類	事業所又は施設		事業所番号
	名称	所在地	

注. 自立生活援助の指定を受けようとする事業所において、現在指定を受けている以下の事業に係る内容を記載すること。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、
地域定着支援、計画相談支援

(参考様式11)

協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要

事業所名	
管理者名	

措置の概要
1 協議会等への報告・協議会からの評価等に対応する担当者（連絡先）
2 報告する又は評価を受ける協議会等の名称
3 定期報告・評価の時期（年1回以上）
4 協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会の具体的な内容
5 その他参考事項

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等(※)に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等)

社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票

貴事業所の現状等について、下記の項目に回答してください。

- I. 現在、厚生年金保険・健康保険に加入していますか。
(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

加入状況	
1	加入している。 →下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可) ●保険料の領収証書 ●社会保険料納入証明書 ●社会保険料納入確認書 ●健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 ●健康保険・厚生年金保険適用通知書 ※上記書類を所持していない場合には事業所整理記号を下記に記載するのみで可。 (本社等にて加入手続が行われている場合も事業所整理記号を下記に記載するのみで可。) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	現在、加入手続中である。
3	今後、加入手続を行う。 (申請から3ヶ月以内に適用要件(法人事業所または従業員5人以上の個人事業所)に該当する予定の場合を含む。) ()年()月頃に手続予定。(申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。)
4	適用要件に該当しない。 (個人事業所(法人ではない事業所)であって従業員が4名以下の場合。申請から3ヶ月以内に適用要件に該当する予定がない。)
5	適用要件に該当するか不明である。 (個人事業所(法人ではない事業所)であって、正社員と、正社員以外で1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である者との合計が5人以上か不明な場合。)

- II. 現在、労働者災害補償保険・雇用保険に加入していますか。
(該当する番号に○を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

加入状況	
1	加入している。 →下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可) ●労働保険概算・確定保険料申告書 ●保険関係成立届 ●納付書・領収証等 ※上記書類を所持していない場合には労働保険番号を下記に記載するのみで可。 (本社等にて加入手続が行われている場合も労働保険番号を下記に記載するのみで可。) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	現在、加入手続中である。
3	今後、加入手続を行う。 (申請から3ヶ月以内に従業員(パート・アルバイトを含む)を雇う予定がある場合を含む。) ()年()月頃に手続予定。(申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。)
4	適用要件に該当しない。 (事業主・役員・同居の親族のみで経営、従業員(パート・アルバイトを含む)がいない、申請から3ヶ月以内に従業員を雇う予定がない。)

回答年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業所名称 _____

事業所所在地 _____

会社等法人番号 _____

電話番号 _____

※ 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと考えています。社会保険・労働保険の適用が確認できない場合は、厚生労働省からの依頼に基づき、厚生労働省に情報提供いたします。
※ 社会保険・労働保険の適用促進以外の目的では使用いたしません。